障害者の方の軽自動車税(種別割)減免制度があります

手続き方法

前年度に減免を受けた方には4月上旬に継続の 申請用紙を送付しますので、納期限までに提出 してください。ただし、軽自動車の所有者変更 等の手続きを行った場合や、減免を受けられて いた方が死亡した場合については送付しません。

- ※昨年度の申請内容から変更がある場合は通常の減免申 請を窓口で行う必要があります。
- ※納付書発送時期(5月上旬)までに提出がない場合、納 付書・納税通知書が発送されますのでご了承ください。
- ※公益減免(非営利の社会福祉法人事業を行う団体に関 する減免) については継続用の申請はありませんので、 毎年度、窓口での申請が必要です。

減 免 範 囲 対象台数は1台で、車種は自家用のもの

区分	所有者※1		運転者	使用の内容			
本人運転	本 人		本 人	障害者の移動のため			
同一生計者	身体障害者	本人	生計を一にする親族か単身また	通院・通学(園)・通所・			
または 常時介護者 の運転	身体障害児 知的障害児・者 精神障害者	生計を一にする親族※2	は障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方※3				

- ※1 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。 ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者が ディーラー等でも差し支えありません。
- ※2 同居の親族が原則です。別居の場合、扶養の関係が確認される場合のみ対象。
- ※3 『常時介護者』とは、もっぱら障害者の方の通学等のために、継続して月4回 以上運転する方をいいます。
- ※4 初回申請時に使用内容の証明(通院証明等)が必要になります。



障害者の範囲

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

- …本人が運転する場合のみ
- …本人または同一生計者の方および常時介護者の方が運転

	障 害 の	区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視	覚	障		害						
聴	覚	障		害						
平	· 機	能	障	串串串						
音声機能	能の喪失(喉 頭 摘	出の	み)						
上船	支 機	能	障	害		2級の1·2 2級の3·4				
下 朋	支 機	能	障	害			3級の1 3級の2·3			
体草	全 機	能	障	害						
脳原	脳 原 性	上	肢	機能		両上肢 一上肢				
<i>□</i> □□ <i>□</i> ≥	K I	移	動	機能			両下肢 一下肢			
心臓・	腎臓・呼「	吸器の	機能	: 障害						
10. 7	う・直腸・	小腸の								
ヒト免疫		による免	疫機	能障害						
月干 Bi	蔵 機	能	障	害						

- ◆戦傷病者手帳の交付を受けている方…障害の程度により減免の可否が異 なりますのでお問い合わせください。
- ◆知的障害児・知的障害者の方…療育手帳A1、A2の手帳を持っている方
- ◆精神障害者の方…1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

申請期間

4月6日(月)~ 6月1日(月)

申請に必要なもの

- ①減免申請書
- ②身体障害者手帳等
- ③認印
- ④自動車検査証または写し
- ⑤運転免許証または写し
- ⑥納稅通知書
- ⑦マイナンバーカード または通知カード
- ※①減免申請書は窓口でお渡 しします。

その他の減免制度

普通自動車税の減免制度 もあります。ご希望の方 はお問い合わせください。 なお、軽自動車税の減免 と二重申請はできません。

■中央東県税事務所

2088-866-8510

脱知っ得

■問い合わせ・申請先

税務収納課 市民税班 ☎52-9292 香北支所 市民生活班 ☎52-9285 物部支所 市民生活班 ☎52-9288

ミニバイク等の廃車手続きはお済みですか?

軽自動車税(種別割)の賦課期日は4月1日です。4月1日までに廃車されていない ものは課税されます。次の場合は、早めに手続きをしてください。

- ●転出または転入した●車両を譲渡したが、名義を変更していない
- ●故障などで、車両を放置している●車両の盗難にあった●所有者が死亡した

また、農耕作業用自動車(最高速度35km/h未満)を所有されている方は、登録の手続きをしてください。

車 種	届出先等		届出に必要なもの	
原動機付自転車	税務収納課 ☎52-9292	廃 車	認印・ナンバープレート	
(〜125cc) 小型特殊自動車 (農耕車含む)	香北支所 ☎52-9285	名義変更	新所有者の認印・譲渡証明書	
	物部支所 ☎52-9288	盗難	認印・警察へ届けた盗難受理番号	
軽自動車	(社)全国軽自動車協会連合会 高知県事務取扱所	廃 車	認印・検査証 (届出済証) ナンバープレート (前後の2枚) 自賠責保険証	
(四輪等) 	高知市長浜3106番3 (長浜産業団地内) ☎088-842-4311(代)	名義変更	新旧所有者の認印 新所有者の住民票(3カ月以内) 検査証(届出済証)・自賠責保険証	
軽二輪 (126~250cc) 二輪の小型自動車 (251cc~)	(126~250cc) 高知市大津乙1879番地1 ☎ 050-5540-2077 二輪の小型自動車 お電話の場合は、音声案内に		住民票(3 カ月以内) 認印 検査証(届出済書) 自賠責保険証書	

手続きにより必要書類・費用等が異なります。上記以外の書類等が必要な場合があるので、各届出先へお問い合わせください。

確定申告はお済みですか?

令和元年分の確定申告・納期限

所得税および 3月16日 (月) 復興特別所得税

消費税および地方消費税 3月31日 (火) (個人事業者)

納税は便利な口座振替をご利用ください【振替日】

所得税および復興特別所得税 4月21日 (火)

消費税および地方消費税 (個人事業者)

4月23日(木)



www.nta.go.jp 第一学 詳しくは、国税庁ホームページへ

